

社会福祉法人利根町社会福祉協議会役員報酬並びに
役員及び評議員の費用弁償及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人利根町社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員の報酬並びに役員、評議員、各種委員会等の構成員（ただし、常勤の役員を除く。）に対する費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤役員等については、「利根町特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第5号）を準用し、会長が決定する。

2 非常勤役員等については、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員に対する報酬の支給時期は、社会福祉法人利根町社会福祉協議会職員の給与等に関する規程第2条に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員及び各種委員等が町内において会議、行事及び研修（ただし自主研修を除く。）に出席した場合は、日額1,000円の費用弁償を行うことができる。

(旅費)

第5条 役員、評議員及び各種委員等がその職務を遂行するために旅行した場合は、利根町職員の旅費に関する条例（昭和32年利根町条例第47号）を準用し、旅費相当額の費用弁償を行うことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任規定)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第4条に規定する費用弁償及び第5条に規定する旅費については、別に定める本規程の臨時特例に関する規程第1条に基づき、当分の間支給しないものとする。